

介護特約D条項（H13） 目次

この特約の概要

第1条	介護給付金の支払	第30条	5年ごとと配当付養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第2条	介護給付金の支払に関する補則	第31条	5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第3条	介護給付金の請求、支払時期および支払場所	第32条	保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第4条	特約の保険料払込の免除	第33条	5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第5条	特約の締結および責任開始期	第34条	5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第6条	特約の保険期間および保険料払込期間	第35条	5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第7条	特約の保険料の払込	第36条	5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第8条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第37条	5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第9条	特約の失効	第38条	特別条件を付けた場合の特則
第10条	特約保険料の自動貸付	第39条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則
第11条	特約の復活	第40条	契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求
第12条	告知義務		
第13条	告知義務違反による解除		
第14条	特約を解除できない場合		
第15条	重大事由による解除		
第16条	特約の解約		
第17条	特約の返還金		
第18条	特約の消滅とみなす場合		
第19条	債権者等により特約が解約される場合の取扱		
第20条	介護給付金額の減額		
第21条	特約の更新		
第22条	特約の契約者配当金		
第23条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱		
第24条	管轄裁判所		
第25条	主約款の規定の準用		
第26条	主契約を払済保険に変更する場合の取扱		
第27条	5年ごとと配当付定期保険または5年ごとと利差配当付定期保険に付加した場合の特則		
第28条	5年ごとと配当付生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則		
第29条	5年ごとと配当付逡増定期保険等に付加した場合の特則		

介護特約D条項（H13）

（平成24年9月21日改正）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に、介護給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（介護給付金の支払）

この特約において支払う介護給付金はつぎのとおりです。

	介護給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても介護給付金を支払わない場合
介護給付金	この特約の保険期間中に、つぎの条件をすべて満たしたとき (1) 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（表1）に該当したこと (2) その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日間継続し、かつ、回復の見込がないこと	介護給付金額	被保険者	つぎのいずれかによって左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

表1 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) つぎの①および②のいずれにも該当する状態

- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに規定する介護を要する状態
- ② 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

(2) つぎの①および②のいずれにも該当する状態

- ① 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態
- ② 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表A

	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。	

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りを行うことができない。 (2) 自分では全く洗身（浴室内でスポンジやタオルなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと）を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	—————
3. 清潔・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔（はみがき・うがい等）を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルを用意する、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。
4. 衣服の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表C

問 題 行 動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。

問 題 行 動
(16) おやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) おやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

第2条（介護給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条（介護給付金の支払）の規定にかかわらず、介護給付金の受取人は保険契約者とします。
2. 介護給付金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 当会社が介護給付金を支払った場合には、この特約は、第1条の介護給付金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
4. 被保険者が要介護状態（表1）に複数該当した場合でも、当会社は、介護給付金を重複しては支払いません。
5. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に要介護状態（表1）に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第14条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として要介護状態に該当したものとみなして、第1条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日）をいいます。以下本項において同じ。）に介護給付金の支払事由に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
 - (1) この特約の保険期間の満了日に、第1条の介護給付金の支払事由の(1)の条件を満たしており、かつ、要介護状態（表1）が180日間継続していない場合において、その後もその要介護状態が継続し、その該当した日からその日を含めて180日間継続した場合で、かつ、回復の見込がないことが明らかになったとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日に、第1条の介護給付金の支払事由のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合において、その後も要介護状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったとき
7. 第6項の規定により介護給付金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき介護給付金からその金額を差し引くものとします。
8. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって介護給付金の支払事由に該当した場合には、当会社は、介護給付金を支払いません。ただし、その原因によって介護給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、介護給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条（介護給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 介護給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 介護給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、介護給付金を請求してください。
3. 本条の規定により介護給付金の請求を受けた場合、介護給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条（特約の保険料払込の免除）

1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第5条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めるとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

(3) この特約の保険期間を終身としたとき

この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。

(イ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

第7条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による介護給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、介護給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、介護給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、介護給付金を支払いません。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
9. 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 介護給付金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による介護給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、介護給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 介護給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、介護給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条（特約保険料の自動貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第12条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第13条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、介護給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに介護給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人が証明したときは、介護給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または介護給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第14条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第13条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第15条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人がこの特約の介護給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の介護給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または介護給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または介護給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により介護給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または介護給付金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第7条（特約の保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第18条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
4. 主約款の保険料の自動貸付の規定または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第18条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第19条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、介護給付金の支払事由が生じた場合の取扱

第20条（介護給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、介護給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険料の払込）第4項の規定を適用します。
6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条（猶予期間中の保険事故

と保険料の取扱)の規定を準用します。

- (1) 介護給付金の支払事由
- (2) 主契約の保険料払込の免除事由
- (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由

8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
- (2) 更新日以後、猶予期間の満了日まで、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
- (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
- (3) 第1条(介護給付金の支払)、第2条(介護給付金の支払に関する補則)および第14条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
- (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。

10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第22条(特約の契約者配当金)

1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第23条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第24条(管轄裁判所)

この特約における介護給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取

り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第21条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第28条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第27条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第29条（5年ごと配当付通増定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付通増定期保険、5年ごと配当付新種通増定期保険、5年ごと利差配当付通増定期保険または5年ごと利差配当付新種通増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第27条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第30条（5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第31条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

- (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
- (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
- (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
- (b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (d) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (I) 第2条(介護給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (オ) 第40条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求)中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ア)(a)および(b)の規定を適用します。
- (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
- (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ウ)(a)から(d)までの規定を適用します。
- (I) 第2条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (オ) 第40条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(I)および(オ)の規定を適用します。
- (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(I)および(オ)の規定を適用します。
3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)および(オ)の規定を適用します。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中

「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(I)および(ハ)の規定を適用します。

4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(I)および(ハ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(I)および(ハ)の規定を適用します。
5. つぎの各号の場合には、第17条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡したとき」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (エ) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (キ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (2) 主契約の一部について、第1号(ア)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

第32条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めるときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外るときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 前(ア)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第21条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険料払込期間が終身のとき
この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の保険料払込期間が被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのとき
この特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めるときは、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号お

よび第3号から第5号までの規定を適用します。

(2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。

(ロ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(ハ) 前(ロ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ニ) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第3号から第5号までの規定を適用します。

3. 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。

4. 第4条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(2) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第33条（5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第18条（特約の消滅とみなす場合）第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。

(2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(3) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

(イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時

(4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(ア) この特約の保険期間を年満期で定めたとし

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(イ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとし

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。

(ロ) この特約の保険期間を終身としたとき

この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。

(5) 第4号(イ)または(ロ)の規定により、保険期間を歳満期で定めたとこの特約または保険期間を終身とするこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。

(イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

(6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ア) 第21条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

- (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
- (エ) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第21条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第34条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第33条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特約）第7号および第8号の規定を準用します。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第7号(ア)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金のときは、この特約の保険期間は、第33条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (4) 第2条（介護給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
 - (5) 第40条（契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号および第5号の規定を適用します。
3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (2) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと

配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第4号および第5号の規定を適用します。

4. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第4号および第5号の規定を適用します。
5. 第1項から第4項までの場合、第17条（特約の返還金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡したとき」と読み替えます。

第35条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（介護給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第17条（特約の返還金）第3項中「保険金」とあるのは、「死亡給付金」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第32条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保障または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保障に付加した場合の特則）第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第4条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき
- (4) 第40条（契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求）第2号(7)中「主契約に付加されている特約」とあるのは「主契約」と、第2号(イ)中「前(7)に該当する者がいない場合には」とあるのは「前(7)に該当する者がいない場合で、かつ、主契約の第1回の介護年金の支払日前の場合には」と読み替えます。
- (5) 第40条中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第36条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の

翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

- (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (ウ) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(I)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (4) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保障または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保障に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第32条第1項第1号および第3号から第5号までの規定を適用します。
- (5) 第2条(介護給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (6) 第40条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求)中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第32条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第32条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第5号および第6号の規定を適用します。
3. 第1項および第2項の場合、第17条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡したとき」と読み替えます。

第37条(5年ごと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条(介護給付金の支払に関する補則)第1項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
 - (2) 第17条(特約の返還金)第3項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
 - (3) 第40条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求)中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
2. この特約を5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条第1項中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。
 - (2) 第1項第2号および第3号の規定は、本項の場合に適用します。

第38条(特別条件を付けた場合の特則)

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特別保険料領収法によって、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (2) 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間、保険料払込期間または指定年齢の変更
 - (3) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満了日前に年金支払期間が満了することとなる確定年金の選択
 - (4) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付終身保障または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごとと利差配当付終身保障の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱

- (ア) 保険料の払込完了特則の適用
- (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加
- (5) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱い
- (ア) 保険料の払込完了特則の適用
- (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

第39条（契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込）第8項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第17条（特約の返還金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

第40条（契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求）

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の介護給付金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 介護給付金の受取人が介護給付金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、介護給付金の受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。ただし、介護給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (ア) 介護給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (イ) その他前(ア)に準じる状態であると当社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により介護給付金の受取人の代理人として介護給付金を請求することができる者はつぎの者としします。ただし、故意に介護給付金の支払事由を生じさせた者または故意に介護給付金の受取人を第1号(ア)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (ア) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (イ) 前(ア)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた介護給付金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた介護給付金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による介護給付金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により介護給付金を請求する場合、第2号(イ)に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により当社が介護給付金を介護給付金の受取人の代理人に支払ったときは、その後介護給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- (6) 本条の規定により介護給付金の請求を受けた場合、介護給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	介護給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	介護給付金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 介護給付金の受取人が介護給付金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- ③ 平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月10日発行）に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
ハンチントン病の認知症	F 02. 2
パーキンソン病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月10日発行）以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激によ

り覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

5. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11. 2、F 12. 2、F 13. 2、F 14. 2、F 15. 2、F 16. 2、F 18. 2、F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。